

随意契約結果及び契約の内容

物品等の名称及び数量	R7横浜国道道路占用物件情報管理業務(拡大区域)
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本 久仁彦 神奈川県横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 4 階
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10
契約金額 (消費税及び 地方消費税含む)	¥5,254,700
予定価格 (消費税及び 地方消費税含む)	-
随意契約による こととした理由	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市内における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。 (一財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。 以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、(一財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。
備考	

注)1 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。